

郡山市交通防犯関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市交通対策協議会、郡山地区交通安全協会、郡山北地区交通安全協会、郡山市交通安全母の会、郡山市交通教育専門員協議会、郡山地区防犯協会連合会、郡山北地区防犯協会連合会、及び郡山商工団体暴力追放対策懇談会（以下「協議会等」という。）の事業の円滑な推進を図るため、協議会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助金の対象となる事業及び補助額は、次の金額以内とする。

補助対象事業	補助額
郡山市交通対策協議会運営事業	3,000,000円
郡山地区交通安全協会運営事業	1,511,000円
郡山北地区交通安全協会運営事業	689,000円
郡山市交通安全母の会運営事業	1,000,000円
郡山市交通教育専門員協議会運営事業	150,000円
郡山地区防犯協会連合会運営事業	3,630,000円
郡山北地区防犯協会連合会運営事業	2,470,000円
郡山商工団体暴力追放対策懇談会運営事業	450,000円

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定する、その他必要と認める条件とは、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告書)

第6条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和61年11月12日から施行する。

(郡山市交通対策協議会、福島県交通安全協会郡山支部、郡山市交通安全母の会及び郡山市防犯協会補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市交通対策協議会、福島県交通安全協会郡山支部、郡山市交通安全母の会及び郡山市防犯協会補助金交付要綱(昭和57年12月28日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定に基づきなされた補助金交付の手続きについては、この要綱の相当規定の基づいてなされた手続きとみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行し、平成26年度以後の年度分の補助金について適用する。